

立川市地域公共交通計画について

■ 地域公共交通計画とは

・地域公共交通計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく法定計画であり、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスのすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

・国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成していきます。（立川市地域公共交通活性化協議会＝法定協議会）

・地域の社会・経済の基盤となるものであり、基本的に全ての地方公共団体における計画の作成や実施を「努力義務」として定めています。

・以下のような事項を、施策として検討しながら、持続可能な地域公共交通の確保や利用者の利便性向上などを検討していきます。

⇒鉄道、バス、タクシーなどの既存の公共交通

⇒必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉、病院、商業施設などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用

⇒交通系 IC カードやキャッシュレス化、Wi-Fi の整備、MaaS、AI による配車、自動運転などの技術も最大限活用して生産性を向上



▲地域旅客運送サービスのイメージ

■ 計画策定の意義

地域公共交通政策の「憲法」

・地域公共交通計画は「自分たちの地域ではこのような考え方で地域公共交通の持続的な提供を行います」という宣言文。

・地域の方々から寄せられる個別の要望にも、地域公共交通の全体ビジョンや政策推進の観点から明確に回答することができる。

・法定の計画に事業が位置づけられていることが、事業実施に当たっての住民・議会への説明、予算要求時の財政協議などに際し、根拠となる。

まちづくり施策等との連携強化

地域交通法では、まちづくり施策や観光振興施策と連携した地域公共交通の持続的な提供について明記されており、地域交通をきっかけに様々な分野の計画推進に発展させることが可能となる。

関係者間の連携強化

法定協議会で協議・意見交換・合意のもとに計画作成を進めることで、関係者間の連携・協働が強化され、行政担当者を含めた交通関連人材の育成につながる。

交通機関同士の役割分担と連携強化

地域全体の公共交通ネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、サービスの連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者で議論が可能になる。

地域における公共交通施策の継続性

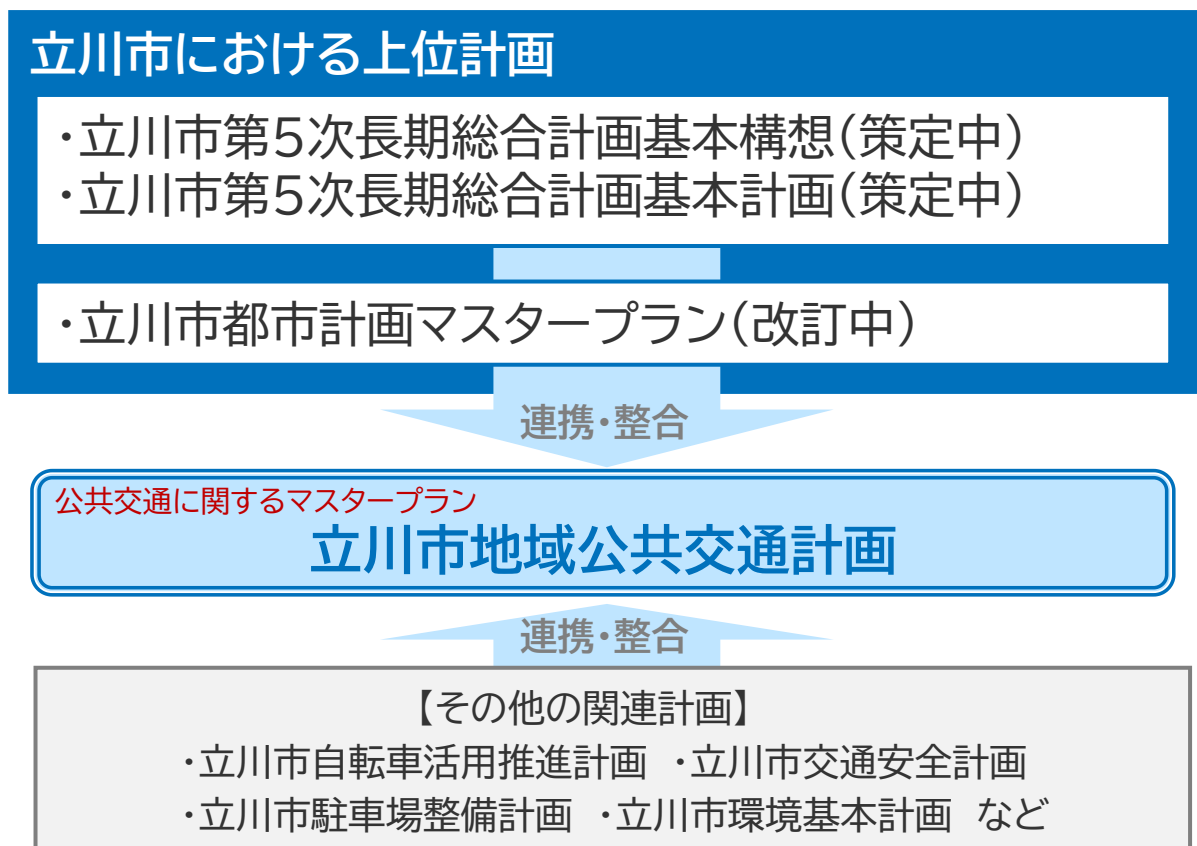
多様な関係者との協議を経て作成された地域公共交通計画が定められていることで、職員の異動が発生した際にも、政策の継続性が確保される。計画に目標とその PDCA が位置付けられていることで、モニタリング機能が働くこととなり、突発的な利用者減少などを早期に察知し、対応の検討が可能となる。

出典：「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き入門編（国土交通省）」
「はじめての地域公共交通（中部運輸局）」より作成

2. 立川市地域公共交通計画の位置付け

- 立川市地域公共交通計画は、立川市の公共交通に関するマスタープランであり、上位計画である立川市第5次長期総合計画や立川市都市計画マスタープランと連携・整合を図って策定される計画である。
- また、地域公共交通計画の検討にあたり、国や都の方針も確認したうえで検討を行う。

■上位計画との関連(案)



3. 立川市地域公共交通計画の対象

- 本計画で対象とする地域や移動手段は下記を想定する。

■計画の期間(案)

- 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

■対象地域(案)

- 立川市全域

■対象移動手段(案)

